<u>かまがや</u> 消費生活センターだより

平成23年 第2号

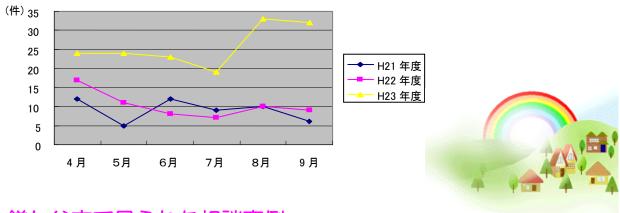
発行元

鎌ケ谷市消費生活センター TEL:047-445-1141

鎌ケ谷市消費生活センターでは 消費生活全般に関する相談を 受け付けています

相談件数が増加しています。 一人で悩まず、お気軽にご相談ください!

鎌ケ谷市消費生活センター月別相談受付件数表



最近、鎌ケ谷市で見られた相談事例

ケース 1 パソコンで無料動画を見ようとクリックしたところ、アダルトサイトに登録され、 請求画面が貼りついて消えない。請求画面を消す方法はあるか。料金は支払わなけ ればならないか。

A. 無料だと思いクリックしながら進んでいくと、意思に反して会員登録され、料金を請求される手口が見られます。料金を一度支払うと、更に請求される場合があります。また、個人情報を相手に知られることになるので、相手に連絡などしないで消費生活センターに相談しましょう。

請求画面の消し方については、(独)情報処理推進機構のホームページに対処法 が載っていますので参考にして下さい。

(http://www.ipa.go.jp/security/personal/protect/oneclick_alert.html)

※有料サイトのアドレスや請求メール等は証拠として念のため保管しておいて下さい。

ケース 2 携帯電話に利用した覚えのないところから「無料期間中に退会処理がされていないため、登録料金が発生している」とのメールが届いた。対処法が知りたい。

A. 利用した覚えがないのに、未払金があるかのようなメールを送り、料金を払わせようとしたり、個人情報を得ようとしているとも考えられます。請求に納得できないときは料金は払わず、返信したり、電話をすることはやめましょう。相手に個人情報を知られ、別の手段で利用される恐れがあります。

ケース3 不審な郵便物が届いた。後日、「手紙が届いていないか?レアメタルを再処理する会社の未公開株の案内だ。」といい、最後に「後日、購入価格の1.1 倍で買い取るので投資しないか」と電話で言われた。購入の意志がない事を伝えたが、その後もしつこく大手証券会社を名乗る男から「うちは2.5 倍で買い取る。」と連絡があった。信用しても良いか。

- A. 最近は事例のように大手証券会社名を名乗り、複数の業者が登場し、言葉巧みに未公開株を購入させる『劇場型』といわれる手口が目立ちます。とくに、高齢者や過去に未公開株を購入したことのある人が狙われています。購入しても買取などの約束は守られず、最終的には業者と連絡が取れなくなるケースが多発しています。お金を支払ってしまうと被害回復は困難です。
- * 未公開株を購入することは非常に危険です。
- *よくわからない金融商品の勧誘を受けたときは、はっきりと断ることが大切です。

<u>悪質商法から高齢者を守るためには、地域の皆様のご協力が必要です。</u>

高齢者本人が被害にあっても気づかずにいたり、被害にあったことを家族に隠したり、 自分を責めて泣き寝入りしてしまうなど、被害が潜在化しやすい傾向にあります。

周りの方々が身近な高齢者に情報提供し、似たようなことがなかったかを聞いていただくことで、ご本人が被害に気づくことがあります。

*ご家族、民生員、ホームヘルパー、ご近所の方など、周りの方々の見守りが、高齢者 を消費者トラブルから守ります。

おかしいな・・・と思ったら、お気軽に消費生活センターにご相談を!

【相談窓口電話】

鎌ケ谷市消費生活センター (鎌ケ谷市役所2階)

TEL 047-445-1141 (市役所代表 · 内線 289)

平日 10:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

消費者ホットライン TEL 0570-064-370

10:00~16:00 (年末年始を除く)